令和2年度(2020年度)

事業計画書

自 令和2年4月1日

至 令和3年3月31日

社会福祉法人 津野町社会福祉協議会

基本理念 住民主体の福祉のまちづくり

令和2年度 事業推進方針

人と人とのつながりの希薄化や家族機能の弱体化など地域生活に必要な支え合いの機能が弱まっているなか、地域には、生活費をうまくつかえない人や引きこもりの人、判断能力に課題のある人など SOS を発信できない状況にある住民も少なくありません。問題を抱える人を孤立させない「地域共生社会」の実現に向けて、目指す地域福祉の姿を地域住民や関係団体・機関と共に活動しながら描くことが大切です。

これまで、本会では、民生児童委員、福祉委員、集落活動センター、地域サロン、学校、行政等関係機関とつながり課題の共有や活動を行ってきましたが、更に地域の多様な関係者と協働し心豊かな地域づくりを目指していきます。

これらを踏まえ、本年度は、次の取り組みを重点的に行います。

<重点目標と取り組み>

地域共生社会の推進体制づくり

- ・あったかふれあいセンターの機能整理と体制強化
- ・法人後見受任体制づくり
- ・問題を抱える人の伴走型支援に向けた個別支援体制づくり
- ・地域を基盤とする包括的な支援体制の構築に向けた学習

地域が主体となる地域福祉活動の推進

- ・地域サロン等様々な住民活動の実践の把握と支援
- ・商店、金融機関、集落活動センター等社会資源との協働
- ・地域福祉活動計画アクションプランの検証
- ・福祉教育の推進

【目次】

- 1. 法人基盤整備・強化
 - (1) 評議員、役員組織運営
 - (2) 苦情解決体制
 - (3) 住民会員制度
 - (4) 事業資金の適正管理運用、情報の公表
 - (5) 職員体制と事業推進機能
- 2. 啓発・福祉教育
 - (1) 社協だより「あくしゅ」、社協リーフレットの発行
 - (2) 住民福祉研修、小地域ふくし連絡会
 - (3) 子ども福祉・ボランティア活動
- 3. 住民主体の福祉コミュニティづくり
 - (1) 福祉委員活動
 - (2) 地域サロン
 - (3) 福祉パトロール、見守り台帳
 - (4) あったかふれあいセンター
 - (5) 小地域福祉活動
- 4. ボランティア活動と助け合いのしくみ
 - (1) ボランティア活動
 - (2) 住民参加型助け合い制度「ほっとサービス」
 - (3) ふれあい配食サービス
 - (4) 災害ボランティアセンター事業
- 5. 生活課題に向き合う総合相談
 - (1) 生活困窮者自立相談支援事業
 - (2) 福祉サービス利用援助事業
 - (3) 生活福祉資金貸付相談事業
 - (4) 法人成年後見受任体制整備
- 6. 在宅介護·在宅支援
 - (1) 訪問介護
 - (2) 訪問入浴介護
 - (3) 福祉用具貸出し
 - (4) 生活支援型配食サービス
- 7. 障がい者地域生活支援
 - (1) 地域活動支援センター
 - (2) 障害居宅介護
 - (3)移動支援事業
 - (4) 日中一時支援事業
- 8. 就労継続支援B型事業
 - (1) 事業運営
 - (2) 就労支援
 - (3) 生活支援
- 9. 共同募金事業、日赤事業
 - (1) 共同募金事業
 - (2) 歳末たすけあい事業
 - (3) 日赤(日本赤十字社) 事業
- 10. 福祉団体の活動支援と連携

1. 法人基盤整備·強化

これまでの基盤を生かしながら、組織のガバナンスの強化、透明性の確保について継続して取り組み、新たな課題に対応する体制構築に向けて検討していく。

(1) 評議員、役員組織運営

可哦只、	人人人	
目	的	社会福祉法及び本会の定款に基づき、適正かつ透明性のある組 織運営を行う。
目	標	○役員と事務局職員が課題共有し、方針を共有○社会的背景や関係法令の改正についての注視
		< 評議員会>
実施言	十画	<理事会> 令和2年5月 ・事業報告、計算書類等の承認 他 令和2年12月 ・事業推進状況の確認 他 令和3年3月 ・事業計画、予算の承認 他 その他必要に応じて開催
		<監査> 令和 2年5月 ・理事の職務執行、事業及び計算書類の監査 令和 2年10月 ・中間監査 監事は、理事会の都度、出席
		<評議員選任・解任委員会> 評議員の選任及び解任に関する必要が生じた場合、開催

(2) 苦情解決体制

目 的	苦情への適切な対応により、福祉サービスに対する利用者の満足度を高め、利用者個人の権利を擁護し、利用者が福祉サービスを 適切に利用することができるように支援する。
目標	○福祉サービス利用者への周知○第三者委員の選任と委員と事務局との情報共有○苦情解決に向けての話し合い
実施計画	●重要事項説明書等により福祉サービス利用者への説明、周知 ●第三者委員選任(任期:令和2年4月1日~令和5年3月31日) ●第三者委員と苦情受付担当者、苦情解決責任者との情報共有 ●苦情を受け付けた場合は、要綱に基づき適切に対応

(3) 住民会員制度

目	的	身近な地域福祉活動を推進していくため、住民に社協活動への 関心を深めていただく。
目	標	○個人会員:町内の成人全員の加入 ○特別会員:町内の企業、団体等の加入推進
実施計画		●個人会員募集:7月 地区長に依頼 ●特別会員の加入メリットの明確化と加入促進 ●会費の使途報告(地区回覧、社協だより、地区長会)

(4) 事業資金の適正管理運用、情報の公表

目 的	社会福祉法人会計基準及び本会の紹 管理と運用。また、本会の組織体制、 保を図る。	
目 標	○内部牽制のルールづくり○閲覧対象と公表についての適正な実○ホームページ、社協だよりの活用	其施
実施計画		年度が終了するまで ・・・ 本所に5年間 支所に3年間

(5) 職員体制と事業推進機能

目 的	本所、支所、就労継続支援事業所に職員を配置し、役割分担と連携により効率的な事業推進を行う。職員は、本会の理念を基として福祉サービスの提供、地域福祉の推進に努める。
目標	○コミュニティソーシャルワーク機能による事業展開○地域からの情報を重視し、地域に出向く姿勢の徹底○町、県、県社協との連携○働き方改革による労働関係法令順守と規程整備○権利擁護を推進するための職員体制整備の検討
実施計画	 ●地域福祉担当職員は小学校区(3エリア)毎に地域を担当 ●国や県の動向を注視し、職員間で情報共有 ●職員ミーティングの開催 ●働き方改革関連法令を遵守した規程等整備と職員への周知 ●成年後見や日常生活自立支援事業の推進のための職員体制検討

2. 啓発·福祉教育

社会福祉について、関心と理解を深め、地域福祉活動への主体的な参画と協働を促すことを目指していく。

(1) 社協だより「あくしゅ」、社協リーフレットの発行

目 的	本会の組織・事業及び福祉全般に関する情報を地域住民に提供 し、福祉意識を高めていく。また、身近に感じてもらい、参加の促 しにつなげる。情報公開の機能も果たす。		
目標			
実施計画	 <あくしゅ> ●地域のニュースや人の取材 ●情報公表の必要あるもの(役員名簿、決算額など)の掲載 ◆ホームページへの掲載 <リーフレット> ●お守りカード(原寸大)を記載 ●7月会員募集時に、全戸配布 ●座談会や研修会で活用 		

(2) 住民福祉研修、小地域ふくし連絡会

目 的	地域福祉活動の主体として住民自身が行動できるように、地域 の良さと多様な活動を再確認し、つながりや支え合いの大切さを 共に学び、実践につなげる。
目 標	○地域の実践を知り、他地区の取り組みを学ぶ○地域住民、学校、社協がつながる
実施計画	 くふくしでまちづくり研修会> ●住民による実践(アクションプラン実践)発表会の実施 ●小地域福祉活動の意義についての講演会開催 <小地域ふくし連絡会> ●民生児童委員担当地区を基本エリアとする座談会の開催 ●地域特性に合わせた見守り活動の検討と課題共有 「暮らしの中での支え合い」について啓発 <その他の住民研修> ●集落活動センターと協働し、新たな支え合いの取り組みを検討 ●地域の実践の場で、住民同士がお互い学び合える研修会の実施 ●地域、学校、社協がつながる仕組みづくり

(3) 子ども福祉・ボランティア活動

目 的	園児や小学生、中学生が年齢に応じたふれあいや助け合いの取り組みを応援し、福祉意識の向上に向けていく
目 標	○子ども園、小中学校の教職員との関係づくり○学校と地域とのコーディネート
実施計画	 ●各校のコミュティスクール、地域学校協働本部の取り組みに参加、協力 ●各校の地域コーディネーターとの連携、情報共有 ●「ボランティア活動・福祉教育推進助成事業」の実施 ●小中学校への福祉出前講座、学校との連携によるボランティア体験の実施 ●校長会で趣旨説明、学校訪問

3. 住民主体の福祉コミュニティづくり

社会とつながりをもちにくい人が地域で孤立しないように、声なき SOS にも気付き、情報の発信や受信、見守りと情報共有、関係機関とのつながりを含めた支援ができるよう、地域の福祉力を高めることを目指していく。職員は、地域を知り、地域の人とつながりながら、福祉コミュニティの創造のため、コミュニティソーシャルワーカーとして地域を担当する。

(1) 福祉委員活動

目 的	地域の見守り支援者として、日常生活に支障のある高齢者や障がい者、支援の必要な住民を見守り、生活上のニーズに気付いて 民生児童委員等の関係者へ必要な連絡ができるような活動の推進
目標	○福祉委員と担当民生児童委員とのつながりづくり○福祉委員に地域担当職員を知ってもらい、小地域での見守り活動について情報共有を行う○地域に合った福祉委員の役割づくり
実施計画	●「福祉委員の手引き」、設置要綱の見直し ●小地域ふくし連絡会等を通じて、地域担当ワーカーと福祉委員 の顔つなぎ

(2) 地域サロン

目 的	地域主導で展開される地域のつながりと助け合いの場であり、 企画運営については地域の主体性を尊重しながら、継続、活性化 できるようサポートする。
目 標	○ご近所づきあいや気遣い合いがベースとなるように意識共有○気になる人を誘い出したり、近所の人によるさりげない訪問が継続するような支援の実施○集いの楽しさや有意性が意識できるように啓発○世話人同士のつながりをつくる○地域サロンの身近な相談窓口としての機能強化
実施計画	 ●地域担当職員による地域サロン訪問 ●サロン世話人会、お茶会、研修会の実施 ●サロン対抗輪投げ大会、サロン大交流会の実施 ●サロン活動情報紙の発行、社協だより「あくしゅ」への活動掲載 ●サロンの実践や機能、良さについて地域内外への発信 ●地域のたまり場の発掘と研修会での発表

(3) 福祉パトロール、見守り台帳

目	的	日常生活や災害時における救護活動、見守り支援体制づくりに 役立てる。
目	標	○関係機関、民生児童委員・福祉委員などの協力者と情報の共有 ○調査対象者に関する情報の正確な聞き取り ○住民への周知
実施計画		 <福祉パトロール> ●6月 東地区、西地区で各1日実施 ●地域限定福祉パトロールの実施協力 ●民生児童委員の協力による対象者の把握とフォローアップ調査 〈安心・安全見守り台帳> ●福祉パトロールで得た情報を台帳に入力し、関係機関と共有 〈お守りカード〉 ●安心安全見守り台帳の情報からカードを作成し、対象者に配布 ●民生児童委員による定期的な状況確認と関係機関との連携

(4) あったかふれあいセンター

目 的	健康づくり・介護予防活動等による心身機能の維持向上をはかるとともに住民主体のサテライト運営を行う。
目 標	○民生児童委員や集落活動センターの関係者などこれまでにつながりのできた地域住民との関係を深めるとともに、新たな人材の掘り起こしを行う○相談機能の充実・拡充を図る
実施計画	● 5 か所のサテライトで集いを中心とした事業の展開 ●地区座談会へスタッフが参加し、事業の PR と新たな地域人材と のつながりづくりを行う ●集落活動センターとの連携 ●相談機能の周知と相談活動の強化

(5) 小地域福祉活動

目	的	地域の住民が主体となる地域の特性を生かした福祉活動の創造
П	F 3	と実践
		○小学校区毎(3地域)に地域の特長把握
目	標	○地域担当職員と地域住民との協働
		○地域住民が自ら計画し、行動する
		●小地域ふくし連絡会で地域の情報、課題収集
実施計画		●地域アクションプランの取り組み支援
		●地域アクションプランの実践発表の実施

4. ボランティア活動と助け合いのしくみ

お互いさまの土壌づくりを目指し、できるときにできる活動を提供し合うボ ランティアのしくみを構築していく。

(1) ボランティア活動

目	的	ボランティア活動の普及、助け合いの地域づくりのキーパーソン となる人と活動を支援
目	標	○ボランティアセンター機能の充実○ボランティア及び活動の把握○地域に合った福祉活動の展開
実施計画		●個人ボランティア登録、更新 ●ボランティア活動のコーディネート ●ボランティア活動保険の情報提供、加入・補償手続き事務 ●ボランティア連絡協議会事務局と加入団体の情報交換

(2) 住民参加型助け合い制度「ほっとサービス」

目 標 ○サービスへの協力から日常的な見守り支援へのつながり 事施計画 ●介護予防・日常生活総合支援事業との調整	目	的	住民の参加と協力により、日常生活に支障のある在宅の要支援 者の暮らしを支援し、住民同士が助け合いの輪を広げていく
実施計画 ●介護予防・日常生活総合支援事業との調整			有の春りして文版し、正氏四工が切り百いの輪を広りていて
宝施計画 ***********************************	目	標	○サービスへの協力から日常的な見守り支援へのつながり
	実施計画		●介護予防・日常生活総合支援事業との調整 ●要綱の見直し

(3) ふれあい配食サービス

目 的	在宅高齢者や心身に障がいのある住民が住み慣れた地域で心豊かな暮らしをおくれるよう、食の楽しみを届け、安否確認を実施
目 標	○定期的な訪問による身体状況の確認 ○ボランティア拡大のための事業目的の周知
実施計画	 ●3~4回/月 継続実施 ●食材提供への呼びかけ ●調理、配達ボランティアの募集 ●ボランティア交流研修の実施 ●衛生管理、感染症予防対策の徹底 ●要綱の見直し(利用者範囲の見直し)

(4) 災害ボランティアセンター事業

目	的	災害時の円滑なボランティア支援を行うため、災害ボランティアセンターの設置・運営に関する各種団体や関係機関と平時から相互にコミュニケーションを図り、連携・協働する。
目	標	○災害時に、運営委員だけでも立ち上げができる
実施	計画	■運営会議の開催●災害ボランティアセンター運営マニュアルの見直し●地域模擬訓練の実施●防災関係研修会への参加●社協初期行動計画の細部調整、更新

5. 生活課題に向き合う総合相談

個別支援と地域福祉推進の視点で総合相談に取り組む。様々な生活課題を抱えていながら、社会的孤立や制度のはざまにあり支援に結び付いていない人を深刻な状況になる前に発見し、見守り支え合える地域づくりを進める。また、権利擁護の推進のため、住民への啓発や弁護士等との検討会を行いながら成年後見制度における法人後見受任体制整備の準備を行う。

(1) 生活困窮者自立相談支援事業

目	的	仕事が見つからない、病院や学校に行くお金がない、食べるものがない、引きこもりがちなど、対象となる住民への訪問や面談、同行支援などを通じて、抱えている課題の分析と支援計画を作成し、自立に向けた支援を行う。
目	標	○ニーズ発見から初回の行動(面接等)を早急に行う ○民生児童委員、行政との連携による情報収集と支援 ○地域での見守り活動につながる支援 ○地域での権利擁護意識の推進
実施計画		 ●アウトリーチの徹底、適切なアセスメント ●適切な支援のための研修 ●関係機関連携による若者サポート会議の実施 ●ひきこもり家族を支える集いの開催 ●民生児童委員との同行訪問の実施 ●フードバンク活動への参画と連携 ●権利擁護研修会、弁護士相談会の実施

(2) 福祉サービス利用援助事業

目 的	認知症高齢者、知的障がい者、精神障害者など判断能力が不十分な方の権利を擁護することに資することを目的とし、それらの方が自立した地域生活が送れるよう福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理を行う。
目標	○サービスの必要な住民が本サービスを利用することにより自立した地域生活が送れるようなサポート○専門員と生活支援員が連携し、利用者の自己決定を尊重した支援の実施
実施計画	●利用者の自己決定を尊重した支援●預かり物品の適正な管理●関係機関、関係事業との情報共有と連携●成年後見制度への移行支援

(3) 生活福祉資金貸付相談事業

工作品证券证券自由的主采			
目	的	低所得者、障がい者又は高齢者に対し、資金の貸付けと必要な 相談支援を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長 促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を 送れるように支援する。	
目	標	○経済的自立と生活の安定を目指す。○償還が滞っている人への個別支援	
実施計画		●制度の周知●生活困窮者自立相談支援事業との連携●県社協と連携し、滞納世帯への償還指導	

(4)法人成年後見受任体制整備

目 的	判断能力が不十分な住民の権利擁護のために、本人に身寄りが ない場合や適当な成年後見人等の候補者を見出すことができない 場合に「法人成年後見人」を受任できる体制整備を行う。
目標	○財産管理、身上保護の事務等が遂行できる職員の資質向上○法律専門職、町、県社協とのネットワークづくり○日常生活自立支援事業や介護保険事業、障害福祉サービス利用者の状況把握と成年後見制度への移行検討○受任可能な体制整備
実施計画	●研修会や法人後見連絡会への積極的参加●権利擁護研修会の実施●法テラス、ひまわり基金法律事務所との検討会の実施●町との情報共有(成年後見制度利用促進計画等)●受任までのスケジュール作成(定款変更、職員体制等)

6. 在宅介護·在宅支援

介護保険サービスなどの制度による支援サービスのほか、在宅高齢者等が気軽に安心して利用できるサービスも展開する。また、サービス利用者が地域で暮らすために地域福祉の取り組みと連携する。

(1) 訪問介護事業

目	的	要介護高齢者の能力に応じて自立した生活をおくることができ
		るよう援助を行う。今後の事業所の体制についても検討する。
目	標	○在宅生活を気持ちよく送ってもらうよう支援する
	小示	○生活するうえで困難なことも改善できるように支援する
		●訪問介護計画にかかわるモニタリングの実施
		●訪問介護員のスキルアップのための研修の実施
字坛	e ≑Limi	●訪問介護員間の情報共有、連携のためのケース会の実施
実施計画		●地域住民との連携、情報共有
		●円滑なサービスのための体制整
		●苦情解決に向けて迅速な対応

(2) 訪問入浴介護

目	 目 的	デイサービスや自宅の浴槽で入浴できない方に対して、訪問入
ļ ,	п ну	浴車を派遣し、安心して居宅内で入浴できるよう支援する。
	□ 1 ==	○身体の清潔保持
目	目 標	○利用者、家族とのコミュニケーションを大切にする
実施計画		●居宅介護支援事業者、医療機関との連携
		●スタッフミーティングの実施

(3)福祉用具貸出し

目	的	在宅生活が安全に送れるよう必要な方に福祉用具(電動ベッド・
日		車いす)の貸し出しを円滑に行う。
目	標	○介護者の不安や疑問を解消できるようにていねいな相談対応
Ħ	徐	○相談から貸し出しへ迅速な対応
		●貸出用具の衛生・安全管理、メンテナンスの実施
実施計画		●必要なベッド数の確保と迅速なベッドの搬出入
		●介護用品についての相談対応とあっせん
		●地域包括支援センター等関係機関との連携

(4) 生活支援型配食サービス

目 的	調理困難な高齢者等の世帯に、栄養バランスのとれた食事を定期的に配達するとともに、安否を確認し、必要がある場合には関係機関への連絡等を行うことにより、在宅生活の継続を支援する。
目標	○在宅生活を継続してもらうために利用者のニーズに応じた対応
実施計画	●普通食は、町内飲食業者へ、特別食は、葉山荘へ調理委託●配達は、本会職員が行い、徹底した安否確認の実施●緊急時は、本会職員間及び関係機関の連携により迅速に対応●町との課題共有と解決に向けた取り組み

7. 障がい者地域生活支援

ノーマライゼーションの理念を大切に、地域で障がいをもつ人が自分らしい生活ができるような支援を目指す。

(1)地域活動支援センター

目 的	障がいのある人に対して創作的活動や生産活動の機会の提供、 社会との交流を促し、障がいのある人の地域生活を支援する	
目 標	○地域で暮らす障がいのある人たちが気軽に来ることができる 集いを定期的に開催○利用者が自主的に活動できるように支援○地域の人やボランティアと交流し、社会参加につなげる	
実施計画	 ◆わきあいあい広場:毎月 ◆わきあいミニ:毎月4回。生活スキルの向上を目指し、個別活動を適時実施 ●障がい児長期休暇支援事業:14日間 ●生活相談事業で在宅訪問の実施 ◆わくふれ保護者茶話会:年2回程度。親子遠足の他、保健師協力による研修会や健康相談の実施 ●ボランティア研修:施設見学や関係機関との情報の共有 ●行政との連絡会:年4回 	

(2) 障害居宅介護

目 的	障がい者が在宅生活及び地域生活を送るうえで必要な家事援助、身体介護のサービスを提供する
目標	○在宅生活において自立した生活が送れるよう支援する○障がいや個性に応じた支援をする
実施計画	●相談支援事業所、他の事業所との情報共有と連携により、その人に合った支援の実施●スタッフ間の情報共有、連携のためのケース会の実施●訪問介護員のスキルアップのための研修の実施

(3) 移動支援事業

目	的	障がい者が社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動の参加の ための外出をする際に移動を支援する
目	標	○障害やニーズ、地域特性に応じた社会参加や外出を支援○地域での自立支援や社会参加が楽しみになるような外出支援
実施	計画	●安全配慮された支援●家族との情報共有

8. 就労継続支援(B型)事業

どんぐり農園、作業所里楽の両事業所において、「笑顔で働き、安心して自立を 目指せる事業所」を目指して、利用者の立場に立った適切な就労の機会を提供し、 自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう支援事業を実施する。

(1) 事業運営

目 的	サービスの質の向上を目指して、利用者が安心して利用できるための人的、物的な環境整備を行う
目標	○職員体制の見直しと効率化○事業所間(どんぐり農園・里楽)の連携○チームアプローチによる支援体制○利用者家族との情報共有と連携○苦情解決のための迅速で適切な対応○施設外就労への取り組みによる経営改善
実施計画	 職員の基本姿勢の徹底、スキルアップ研修の実施 ●情報・支援目標の共有のための合同職員会の実施 ●他の就労継続支援事業所との交流、視察研修 ●利用者の一泊研修旅行の実施 ●障害者虐待防止法等関係法令の学習 ●法定事業所としての規程整備及び手続きの適正管理、実施 事業所運営会議の実施 ●相談支援事業所、就業・生活支援センター等との連携 ●地震災害などの防災研修、避難訓練の実施

(2) 就労支援

机力又按		
目 的	利用者に就労の機会の提供を行う。また、一般就労を希望する利用者に対しては、一般就労につながるよう支援を行う	
目 標	○利用者の障がいや能力に応じた作業の実施及び支援 ○収益増を目指し、利用者の工賃アップにつなげる ○新たな作業及びサービス提供を展開する	
実施計画	 くどんぐり農園>作業:農作業、公共施設清掃の受託 〈作業所里楽>作業:クッキー製造販売、公共施設清掃の受託 ●新規の作業の開拓検討と作業の効率化に向けた工夫 ●作業マニュアルの作成、工夫 ●作業目標の見える化、売り上げ目標の共有 ●工賃向上計画の作成と共有 ●個別支援計画の作成、職員関係会議の開催 ●施設外就労、施設外支援の実施 ●就労アセスメントの実施及び工賃表の見直し ●一般就労に関する研修会の実施 	

(3)生活支援

	利用者の体調や困りごと、環境等に配慮しながら、利用者に必
目 的	要な支援を行う
目標	○年齢や障がい、個性、体調等に配慮した多面的な支援○IADL(手段的日常生活動作)の向上を目指す○作業を通して自立した生活ができるための支援○地域とのつながりの強化
実施計画	●毎朝の体調チェック、バイタルチェック、体操の実施●職員の障がい別研修、支援技術研修等への積極的参加●地域のイベントへの積極的参加●利用者の希望に合わせ、また、必要に応じて個別面談の実施●関係機関の連携による総合的な支援

9. 共同募金事業、日赤事業

(1) 共同募金事業

		高知県共同募金会の定める諸計画に基づき、町内における地域
目	的	福祉の推進のため、住民参加を図り、民意を十分に反映した募金
		活動と趣旨に合う助成
		○募金活動及び助成の意義の啓発
目	標	○寄付金の流れの透明化
		○募金額の増加
		●共同募金委員会による運営 (5月、3月)
実施計画	●共同募金審査委員会による助成団体の決定 (5月)	
关 旭司		●事業及び会計監査 (5月)
		●社協だより「あくしゅ」へ募集、実績の掲載

(2) 歳末たすけあい事業

目的	勺	町内の高齢者のみ世帯や生活困窮の方等が心温まるお正月を迎えられるよう手作りおせち料理を配食する。
目 標	票	○ボランティアと対象世帯の交流○心豊かなお正月を迎えられるための工夫
実施計画	Ĭ	●義援金獲得のための産業祭・健康ふくし展への出店 ●ボランティアとの企画・打ち合わせ ●民生児童委員の協力による対象者の把握

(3) 日赤(日本赤十字社) 事業

目 的	日赤事業の推進のために活動資金の募集と日赤事業の啓発及び 防災知識の普及
目 標	○日赤事業の啓発○日赤が保有する防災・救急対応の知識の普及○日赤活動資金の目標額の達成
実施計画	 ●日赤高知県支部、高幡地区内他市町分区との連携 ●日赤活動資金の募集と交付金の適切な事務処理 ●日赤奉仕団との連携、研修会への参加 ●災害ボランティアセンター運営会議との連携 ●大規模災害への義援金募集用窓口募金箱の設置 ●社協だより「あくしゅ」へ募集、実績の掲載

10. 福祉団体の活動支援と連携

福祉団体と事務委託協定書を双方で取り交わし、事務局を受け持つ。

目 的	各団体の事業計画に基づき活動を支援、また、連携をして地域 での福祉活動の活性化をはかる。
目標	○各団体の特長を理解し、自主性を重視○各団体の役員会等で意思決定がなされるような情報提供○補助金が適正に管理、運用されるような会計支援○各団体の悩みや課題に向き合う○地域福祉推進のために各団体と本会が相互協力できるよう取り組みの方向性の共通理解
実施計画	 ●次の5団体の事務局をうけもつ ①津野町民生児童委員協議会 ②津野町老人クラブ連合会 ③津野町障がい(児)者連合会 ④母子寡婦福祉団体「ひまわりの会」 ⑤シルバー介護士会「ひだまり」 ●会計ルールの確認、現金取り扱いの方法の確認 ●その他のボランティアグループや福祉関係団体についても必要に応じて情報提供や支援を行う